② ①の整理により難い費用を、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に整理すること。

③ ①及び②により整理された給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用については、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、給電費用はネットワーク給電費用又は給電費用のうちネットワーク給電費用以外の費用（以下「非ネットワーク給電費用」という。）に、販売需要家費用はネットワーク販売需要家費用又は販売需要家費用のうちネットワーク販売需要家費用以外の費用（以下「非ネットワーク販売需要家費用」という。）に、一般販売費用はネットワーク一般販売費又は一般販売費用のうちネットワーク一般販売費用以外の費用（以下「非ネットワーク一般販売費用」という。）に、それぞれ可能な限り、直課すること。

④ ③の整理により難い費用については、別表第４．に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、給電費用はネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に、販売需要家費用はネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用に、一般販売費用はネットワーク一般販売費用又は非ネットワーク一般販売費用に、それぞれ配分することにより整理すること。

⑤ ③及び④により整理されたネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を配電部門の費用に整理すること。

⑿ 接続供給託送料を配電部門の費用に整理すること。

⒀ 社内取引費用（３．に定めるところにより配電部門の費用として整理された額）を、配電部門の費用に整理すること。

⒁ その他に整理された費用のうち、電源開発促進税、事業税（当該額に料金収入比（電気事業営業収益（電気事業雑収益（１．⑵⑥イに整理された額及び契約超過金収益等を除く。）の合計額に占める１．⑵に定めるところにより配電部門の収益として整理された額（電気事業雑収益（１．⑵⑥イ及びロに整理された額を除く。）の合計額の割合をいう。以下この別表において同じ。）を乗じて得た額に限る。以下この⒂における開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）について同じ。）、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、配電部門の費用に整理すること。

３．配電事業以外の事業を営む配電事業者は、１．で整理された収益及び２．で整理された費用のうち、次に掲げるものを、それぞれ社内取引項目として、配電部門の収益及び費用に整理し、様式第３第２表により社内取引明細表を作成すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

⑴ 配電事業者の配電部門以外の部門（以下「配電外部門」という。）が配電部門の設備等を利用した場合に発生すると考えられる社内取引に係る収益として、次に掲げるものを整理すること。

① 基準託送供給料金相当額等取引収益（次の額の合計額をいう。）

イ 基準託送供給料金に相当する額（基準託送供給料金を基に算定した額をいう。）